

## 通信・放送の総合的な法体系に関する意見

### 1. 法体系の方向性についての見直し

について、放送機関に対する罰則の制定、という観点から意見を申し上げます。

来たるデジタル化、ブロードバンド化が完成する2010年に法体系についての見直しが行われたことを知りました。これにより、より早く情報の伝達、分配がおこなわれていくことが期待されます。

しかし、現在の情勢を見ると、新聞とテレビをいうマスメディアにおいて様々な悪意の感じられる報道や、放送事故、偏向報道が多発しているにもかかわらず、それらを罰する法律が一切ありませんし、国民はマスメディア直接審判することができません。マスメディアの最大の被害者は国民です。国民としては、マスメディアを罰する法と、直接の審判が行える体系を作ることが必要であると思います。

具体的には、誤報、捏造、偏向に対する罰則をもうけること、テレビにおけるNHKの料金制度を見直して情報の購買をマスメディア各社の各チャンネルごとの契約で行えるようにし、国民に情報源の選択権を与えることを意見します。

## 法体系見直しの必要性

放送法の見直しは必要だと思います。

掲載記事や放送内容に責任を持って頂く為に、下記の内容を提案します。

1. 記者クラブの廃止
2. 事実のみ報道し、報道側の意見は載せない
3. NHK 料金強制徴収廃止
4. インターネットは情報ソースを明示させる(個人意見との区別)
5. 新規法案や法改正について全て放送と掲載する事

捏造・誘導に対し以下の罰則を設ける

(1)TV・ラジオ放送は1日の停波

謝罪・訂正放送は1ヶ月間実施の上

該当番組の10%以上時間分割せずに放送する。(其他媒体も使用可)

捏造・誘導放送の前後24時間の全広告主に対して全額返金させる。(NHKは全視聴者に返金)

(2)新聞は1週間発行停止

謝罪・訂正記事は1ヶ月間実施の上

1ページ以上全面使用し別新聞にしない事。(其他媒体も使用可)

捏造・誘導記事の当日全広告主に対して全額返金させる。

上記実施し該当地域全住人にアンケートを取り60%の人が捏造の事実と訂正内容に理解を得られた時点で終了

理解を得られるまで、何度も謝罪・訂正を実施させる

以上です。

## 個人33

「通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成20年諮問第14号＞答申（案）」  
についてのパブリックコメント

**【A】 答申案内容の記述のわかりにくさについて**

総務省のウェブサイトより、答申案の資料および参考資料を一読しましたが、内容理解が困難でした。一般に意見を求める資料であるならば、通信・放送の分野に精通者以外も理解をしやすいような内容、文章構成にしたほうがよいと思います。

特に、専門用語および一般的な意味とは異なる意味の用語（例えば、「プラットフォーム」など）は意味や定義を記述すべきだと考えます。なぜなら、記述することにより、答申案内容の意味するところと市民の理解の隔たりを防ぐことが出来るからです。

**【B】 1. 法体系見直しの必要性について**

**P.1 「法制についても、他の先進諸国に比べて合理的・先進的な内容を目指す」**

具体的にどのような状態であれば、「合理的・先進的」な法なのか、「合理的・先進的」とは、どのような観点から触れているのかが不明瞭であると思いました。

他国の現状よりレベルの高いものを目指すと言う意味であるならば、「メディアは独立が重要である」というイギリスの考え方を取り入れる必要があるのではないのでしょうか。この意味で、日本にも独立行政委員が必要だと考えます。現在のアジェンダでは、独立行政委員についての記述がありません。なぜ記述をなくしたのかの理由をアジェンダに記載すべきであると思います。

**【C】 7. 利用者利益の確保・向上のための規律**

**【C-1】 P.19 「利用者」**

一読して、「利用者」が私たちを意味していることがわかりませんでした。テレビやインターネット（放送と通信）を利用する個人レベル（私たち市民）を指すのであれば、その様に明記することが必要だと思います。

**【C-2】 P.19 利用者と法**

「利用者保護・受信者保護等の観点から」という記述より、市民は法によって守られる存在であることが前提となっています。しかし、P.2 の「5つの目的② 情報の自由な流通の促進」から推測できるように、利用者や受信者は同時に発信者となり、加害者となりえます。

「日本国内に住む人々は法律によって守られるべき」という考え方を見直す必要があるのではないのでしょうか。

個人34

より良い放送のために

捏造・やらせ報道に、厳罰をお願いいたします。

どこの社会で、「謝ればOK」という組織が存在するでしょうか？

ところが、テレビ業界ではやらせ報道しようが、捏造報道しようが、社長が頭をぺこりと下げれば終わってしまいます。他のテレビ局も仲間意識で追求しません。

これでは、「正義の報道」「公平・公正な報道」が羊頭狗肉です。

厳重注意などは要りません。

一時間の停波。

一日の停波。

一週間の停波。

一ヶ月の停波。

一年の停波。

免許取り消し。 の段階で、処分を与えてください。

とにかく、テレビ局だけは社会でのペナルティが低すぎます。とりあえず一時間の停波措置を設けてください。それだけで、テレビ局は変わってくれるはずです。

## 個人35

### 1. 法体系見直しの必要性

放送局の社員採用について:

- ・韓国では、外国人の採用を禁止している。日本もこれに倣い、外国人の採用を禁止すべきである。日本の放送局は日本の国益に敵うものであることが大前提であるが、現在の放送内容は国益に反するものばかりであり、改革が必要である
- ・現状把握として、外国人の社員のデータ(人数・国籍・所属部署)を即刻開示させるべきである
- ・縁故採用を禁止すべきである。放送局の社員は、大手広告代理店・大手スポンサー・芸能人の子弟が多く採用されている。これらの採用を禁止し、採用の透明化を図る必要がある
- ・放送局の社員は、日本国民に奉仕する立場であることを位置づける必要がある

海外番組の買い付けの制限:

- ・特に衛星放送において、特定の国(韓国)の番組の買い付けが目立つ。低い視聴率にも拘わらず海外番組ばかり買い付けるのは癒着が疑われる

BPOを廃止し、新たな監視機関を設置すること:

- ・BPOは全く機能していない。有識者による監視は無駄である。インターネット利用による全国民からの監視が必要である。具体的には掲示板への意見投稿をすべて掲載し、意見投稿に基づいた検証番組を作り、地上波で流すとともに、HPで常に視聴可能とする

世論調査の禁止:

- ・不透明な世論調査の禁止。信憑性のない世論調査による政治への介入が酷い(政党への支持率等)

### 8. その他の論点

#### ② 日本放送協会(NHK)の扱い

- ・NHKは即解体すべきである。NHKへの番組への抗議(大規模デモ・8500人訴訟・コールセン

ターへの多数の電話抗議)への誠実な対応(自社番組での取り上げ・社長記者会見・HPでの説明)が全く見られず自浄能力が全くない。日本の国益に反する放送局に日本国民が受信料を払うとは言語道断である

以上

今般下記意見募集について、意見を述べさせていただくものです。

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)」に対する意見募集  
〈項目〉

#### 4. コンテンツ規制

##### (3)③番組規律について

〈意見〉

はじめに

活字媒体である新聞、雑誌に比べ、受け手への発信速度において圧倒的な速度を有する放送ではその長所こそが問題となる場合があり、今後のデジタル化、双方向性を有するコンテンツに対しては厳重な規則、罰則が必要と考えるものです。

具体的には報道番組、ニュースにおいては、確実な裏づけがないまま、第1報として各社競って報道されるのが常であります。何が起きているのかを伝える重要な手段としてその有用性は確保されるべきです。

一方その映像、コメントにおいて、初動に予断を与える偏向、誘導の姿勢が見られるメディアが後を絶ちません。第一報で映像とコメントで刷り込まれた印象は、その後よほどのインパクトを持った検証が視聴者に与えられない限り、解消されません。風評被害などで訴えられた事例もあり、一方的に当事者として映し出された方々には、それを挽回する機会も力もありません。まさしくメディアの暴力です。これらを改善するために、以下の提案をします。

##### 1) 報道、ニュースの資格提示と罰則の適用

従って報道、ニュースというコンテンツには、その公平性、真実性において責任を持つと言う事を発信者、受信者が共通認識を持った上で視聴できるよう、画面の枠あるいはトレードマークのようなものを映すことを義務付け、許認可性である放送事業の公共的責任を自覚させる。放送後に事実と異なる事が判明した場合は、必ず同様のフォームにより訂正情報を流事を義務付ける。又原則として同一時間帯とすること。

指導後これが成されなかった場合は、一定時間の放映禁止を課ことにする。

これにより、視聴者は、これは報道、ニュースであると認識した上で(事実を担保して)安心して見る事ができる。

又、文脈を切る編集にも制約を加えること。これは、放送の自由に違反するものではなく、単純に虚偽の情報を流す犯罪行為を抑止するものです。一方、この事はよりいっそう真実を厳格に求める事になり、事実を事実として伝える報道の原点に帰するものと考えます。

##### 2) 報道、ニュースとその解説の分離。

1)を運用すれば、現在各局が放送している主観を厚塗りしたニュース解説が出来なくなります。番組としての趣向性が阻害されるため、別途1)で表示されたトレードマークを消して、解説編を放送する事になります。ここで、各社主張を展開すれば良いでしょう。ただし、放送の中立性を守った左右同等の意見(時間、回数など)が放送されるように監視する必要があります。

### 3)NHK に対する厳格な罰則適用

NHK においては、特定法人としてのより厳格な公共性、公平性、教育的な偏向のない事が求められます。

しかしながら 8300 人の集団訴訟を例にするまでも無く、現在の一方向的な垂れ流し偏向放送だけでなく、捏造放送まで行う有様では受信料を自由契約性に移行しなければ、受益者が望まない欠陥商品を一方的に買わされる視聴者はたまったものではありません。

即、自由契約化、もしくは政府機関の検閲があつてしかるべき。逆に、それが出来ないのであれば、政府機関の公共放送を1局作るべきでしょう。こちらは、生放送、編集は極小とし事実の提供に努めるのみとします。これは災害、治安、伝染病など、国民の安全保障上重要であり、現行の NHK がこれを遂行できるとは思えません。

### 4)一般番組における編集の規定

コマーシャルベースの放送においては、視聴者をひきつける為に様々な手法を用いているますが

- ①冗長なコマーシャル前後での重複放送
- ②番組継続を偽装して、CM 後に予告だったとする悪質な構成。
- ③CM での音量変更(ピーク、アベレージの両面で規制が必要。

などの劣悪な番組が増えているため、一定のガイドラインを設けて規制が必要。

### 5)双方向アンケートでのシステム監査の実施

デジタル時代になれば、番組でリアルタイムに視聴者からの意見収集が行える。このような極めて強い印象操作が出来るソフトウェア、ハードウェアは許認可を必要とし、設備の保守に封印をするなど厳格な適用が必要でしょう。そのような管理体制が確立しない間は、番組での利用を認めるべきではありません。

スポンサーや、一部の印象操作をたくらむ勢力に悪用されるからです。

### その他意見として

#### >5. 既存事業者の位置づけ

>既存事業者に対し不利益を引き起こすことのないよう、承継規定を整備することが適当

との答申案がありました。現状のテレビ局に既得権を与える印象があります。

得体の知れない新規参入を阻む一方で、優良な参入に障壁ともなります。

テレビ局への経営権を監視し、資本の流れ、背景については、政府が透明性を監視すべきであり、国益に叶う公共性を確保するという視点で、放送局の支配には一定の規制があつてしかるべきと考えます。



個人37

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会殿

通信・放送の総合的な法体系の在り方について要望を述べさせていただきます。

#### 1. ニュース報道に伴うコメントの偏りについて

昨今、ひとつの事象に関してそれについての是非をコメントしている場合片側からの視点からしか語られていないことがありますと感じています。

マスコミによる世論の誘導と言ってもいいレベルまで来ていると危惧しています。

放送法では、対立する意見も平等に報道しなければならなかったと思います。

ニュースと銘打った番組に関しては、コメントをつけるならば多方面からの視点のコメントをつけなければならないと思います。

#### 2. 外国人犯罪者の国籍の報道について

外国人犯罪者の報道を行う場合、その国籍によって国籍が報道されたりされなかったりしています。

しかも、場合によっては国籍なし、通名で報道されており、日本人の犯罪であるとの誤解も生じさせています。

外国人の犯罪は、本名、国籍の発表を義務づけていただきたいです。

以上、よろしくお願いいたします。

個人38

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

こんにちは！

初めてこのようにコメントさせていただきます。

パブリックコメントとして以下に記載致しますので、どうぞ宜しくお願い致します。

【パブリックコメント】

I. コンテンツ規律の番組規律について

調和原則は必要でしょうか。

(案)の中で、調和原則の必要性が強調されていましたが、その根拠が具体的に述べられておらず、なぜTV局ごとに番組構成のバランスを保つ必要が有るのか、疑問に感じました。

そもそも放送事業主が、各々で自身の番組をカテゴリー分けするのなら、それぞれの見解で番組の種別の言い換えが可能となり、その結果公表文言だけが立派になり、実際の中身とのギャップが生まれる可能性が考えられます。それでは意味がありません。

多様性を認めるのであれば、さまざまな局があってもよいと思います。それにより受け手の選択肢の自由の幅を広げていただきたいです。

テレビ放送において、同じ時間帯に同じカテゴリーの番組を各局一斉に放送するという現状は、不合理であるし、視聴者もインターネットに移行してゆくのは、TVが現在のように押しつけの情報提供になっているからではないでしょうか。

私はむしろ専門チャンネルが多く存在することを望みます。

特にニュース番組などは、24時間休まず放送して頂きたいです。民間企業で行う事は難しいのでしょうか。

私はカナダやアメリカに留学した際、ニュース専門チャンネルには非常に助けられました。

国内であるいは世界で何が起きているか、いつでも知る手段がほしかったからです。

TV の役割や機能には、インターネットや新聞では補えないものが有ります。障害者、高齢者、青少年、社会的弱者が、容易かつ安全に情報を得られる手段として、欠かせないのではないかと思います。

また全国民が見たいものが、見たいときに見られるという、個人個人の選択肢の自由がもっと広がれば良いと思います。

## Ⅱ. その他

視聴覚障害者対応策を考えるのに、実際視聴覚障害者の意見は取り入れられているのでしょうか。

彼らにしかわからない気づきもあると思います。

以上です。

個人39

今日は。最近のニュースの偏見報道はいきすぎだと思います。特にインタビューした人の意見を曲げるような編集映像して切り取って流すような悪質なものも多いようです。ニュースは事実をながすべきですが、ニュースキャスターは偏見でものを言うのではなく中立であるべきだとも思います。賛成反対の意見を中立に流し、判断は視聴者にまかせるべきです。あまりにも意図的に偏見報道の多い番組には放送権剥奪すべきだと思います。

個人40

## 意見書

放送の内容が偏向していることが多いと思います。

日本の国民に対しての放送であることを自覚していないところはなくしてください。

罰則を強化して下さい。

テレビのチャンネルが多すぎます。

また公共放送といわれる NHK までもが偏向しています。

こういうものばかりみている人とネットなどでいろいろな情報を得ている人との格差がおおきくなってしまっています。